

浄化槽の法定検査 を受けましょう。

(浄化槽法 7条・11条)

あなたも浄化槽管理者です

浄化槽の設置者等には管理責任があります。
浄化槽法では、浄化槽の所有者等を「浄化槽管理者」と定め、
次のような義務を課しています。

浄化槽管理者(設置者等)の3つの義務

浄化槽の定期的な健康診断

法定検査



浄化槽を使い始めたら
定期的な保守点検の実施

《7条》
設置後の水質検査
《11条》
定期検査



定期的な清掃の実施

保守点検

清掃



快適な生活と美しい環境を守るために
浄化槽の維持管理につとめましょう

* 法定検査について *

浄化槽の「保守点検」と「清掃」は、浄化槽を正常に働かせるために行う作業です。「法定検査」は、その保守点検や清掃が適正に行われ、浄化槽がきちんと機能を発揮しているかどうかを、中立的な第三者機関である県知事指定の検査機関が確認する検査です。

法定検査には、下記の**7条検査**と**11条検査**の2種類があります。

[7条検査とは]

浄化槽を使い始めて、3か月後から5か月の間に実施する検査で、工事の状況や放流水を採水後、BOD検査等を実施して総合的に設置の状況を判断します。

[11条検査とは]

7条検査後、以降毎年1回実施する検査で、浄化槽の放流水を採水後、BOD検査等を実施して浄化槽の機能判断を行います。

浄化槽法の一部が改正(H18.2.1施行)され、
未受検者に対しての県または権限移譲市町の権限が強化されました。

[法定検査手数料]

人 槽	5～10	11～20	21～50	51～100	101～300	301～500	501～
7条検査手数料(円)	10,000	11,500	13,000	14,500	15,500	16,500	20,000
11条検査手数料(円)	6,000	9,000	10,500	12,000	13,000	14,000	17,500

[注] 単独処理浄化槽(みなし浄化槽)と合併処理浄化槽は同じ手数料です。

検査申込・問合せ先

7条検査は、建築確認又は浄化槽設置届出の際に申込みし、
後日検査予定日の連絡を致します。

《協会支部》

愛媛県知事指定検査機関 公益社団法人 愛媛県浄化槽協会

〒790-0063 松山市辻町2-31
検査事業課 TEL:089-923-9313
東予検査支所 TEL:0898-64-5802
南予検査支所 TEL:0894-62-3255
HP <http://www.e-jyokasou.com>

支 部 名	電話番号
四 国 中 央 支 部	0896-58-0966
新 居 浜 支 部	0897-33-9154
西 条 支 部	0898-65-5549
今 治 支 部	0898-33-0023
松 山 支 部	089-925-2826
大 洲 喜 多 支 部	0893-24-7199
八 幡 浜 支 部	0894-36-1551
西 予 支 部	0894-62-3255
宇 和 島 支 部	0895-25-7561